

## 工事費内訳明細書において特に内訳を明示することとされている経費

建設業法第20条第1項及びいわき市工事請負契約約款第3条第2項により、工事費内訳明細書（見積書）において特に内訳を明示することとされている経費は、次のとおりです。

【工事名： 】

経 費	金 額 (税抜) 円
<b>材料費</b>	
<b>労務費</b> ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指す ※法定福利費（事業主負担分）等は含まれない	
<b>法定福利費（事業主負担分）</b> ※法定福利費の内訳については、別途見積書等を添付すること	
<b>建退共掛金</b> ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	
<b>安全衛生経費</b> ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もることは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

経費の算出についての考え方は、国土交通省がインターネットで公開している「労務費に関する基準ポータルサイト」を確認してください。

（労務費に関する基準ポータルサイト → 基準を踏まえた取引の考え方 → (別紙03)専門工事業者向け「書き方ガイド」）